○議長(橋本智洋君) これをもって、3番 鈴木 孝君の一般質問を終わります。

次は、質問順位5番、1、道路及び河川の維持管理と行政代執行について。2、持続可能 な観光振興に向けた独自財源の確保について。

以上2件について、1番 江田邦明君。

# 〔1番 江田邦明君登壇〕

○1番(江田邦明君) 会派は松陰会の江田邦明です。

議長の通告に従い、大きく2点について趣旨質問をさせていただきます。

初めに、道路及び河川の維持管理と行政代執行についてです。

5月16日、東海地方に例年より21日早い梅雨入りが発表されました。5月21日には静岡県内で5月として記録的な大雨が観測され、倒木等による鉄道や道路への被害が多数発生したところでございます。また、昨年度は下田市内でも大雨による斜面崩壊、道路陥没などの災害が発生しております。

災害の発生を未然に防ぐには、専門家を含め予防策に尽きると誰もが認識するところであり、職員の皆様は、日々、潜在する危険箇所の調査と情報収集に当たられてることかと思われます。

また、下田市においては、毎年5月頃に地区より提出される公共施設修繕要望事項が、予防策を計画、実施するに当たり、重要な情報であると考えます。そこで、市民の生命と財産を守る観点から、道路及び河川の維持管理について順次確認させていただきたいと思います。まず、令和3年度の道路維持補修工事、河川維持補修工事について、今年度の補正見込額と決算見込額についてお尋ねいたします。

また、道路及び河川を定期的に維持補修、修繕していく上で、毎年度必要となる基準額についてお尋ねいたします。

公共施設修繕要望事項は、常にそこで生活し、危険の予兆を認識する、住民が必要性に基づき要望する内容であり、行政運営を実施していく上で大変重要な情報であります。そこで、下田市内における河川や道路に対する地区要望事項の全体図を把握するため、昨年、令和2年度に各地区から上げられた公共施設修繕要望事項のうち、道路や河川に関する要望は何件あり、そのうち何件が着手され、何件が見送りや経過観察になったか、お尋ねいたします。

令和3年度当初予算から推測すると、道路及び河川の維持補修、修繕に関する予算確保は 大変厳しいものと読み取れますが、今後の予算確保及び維持補修事業を着実に推進していく ための打開策をお持ちであるか、お尋ねいたします。 次に、5月17日、下田市は静岡県に対し、大沢地区における環境保全対策等について要望書を提出しました。その内容は、下田市大沢地区にある産業廃棄物処理施設に過剰搬入された廃棄物を、静岡県の行政代執行による撤去と配水処理施設の安全性に対する監視、河川等の水質検査の継続などと伺っております。このたび下田市が書面をもって静岡県に行政代執行の要望を提出したことを受け、順次確認をさせていただきたいと思います。

初めに、下田市内にはほかに国や静岡県へ行政代執行を要望するべき事案は何件あり、その行政代執行の対象となる行為は何で、そのうち何件が要望済みであるか、お尋ねいたします。

次に、2017年に設置されたみなとまちゾーン活性化協議会でも検討課題とされている稲生 沢川河口及び下田内港の放置船、廃船、沈下船の対応について。直近では令和元年9月定例 会において、滝内議員からの一般質問、下田港港湾整備についてで触れられており、歴代の 議員が減災及び景観等の観点から、この問題を問うているところでございます。

静岡県は本年度、(仮称)下田ボートパークPFI事業について、これまでのサウンディング型市場調査の結果を踏まえ、事業者の公募、選定を実施する予定であると伺っております。こうしたにぎわいの創出に先行して、解決していかなければならない放置船、廃船、沈下船の問題に対して、みなとまちゾーン活性化協議会の主体である下田市と静岡県の連携が極めて重要であると考えます。河川及び港湾の管理者である静岡県の対応(行政指導、監督処分、行政代執行)がどのような状況にあると認識しているか、お尋ねいたします。

最後に、特定空家に対する行政代執行についての質問でございます。こちらも令和2年9 月定例会において、矢田部議員からの一般質問、放置されているホテル及び住宅についてで 触れられております。特定空家等に関する下田市空家等対策計画について、順次確認をさせ ていただきたいと思います。

特定空家等に関しても、やはり減災及び景観等の観点から、いかに早く予防策を講じていくことが必要かと考えます。下田市が同特別措置法に基づき実施した特定空家等に対する除却、修繕等の措置の助言または指導、勧告、命令に至った事案はそれぞれ何件あり、その対象は何で、そのうち行政代執行を検討している事案は何件あるか、お尋ねいたします。

2項目、持続可能な観光振興に向けた独自財源の確保について。

私はこれまで2年間、市政全般に関わる歳入の確保を念頭に一般質問を行ってきました。 今回はこのコロナ禍で観光地への人の流れがリセットされた今であるからこそ、コロナ禍後 の観光需要及び誘客競争を見据え、現在の苦境を好機に変えていく発想と取組が必要である と考え、観光振興に向けた独自財源の確保について、順次確認させていただきたいと思います。

今年度スタートした第2次観光まちづくり推進計画には、今後も下田市が観光立市として 目指す姿の観光ビジョンが示され、観光振興を具体的に推進していくための基本方針や個別 施策、主な取組とその着手時期など細かくまとめられております。しかしながら本計画には 個別施策を推進していくために必要な費用及びその財源の確保について記載がございません でしたので、観光振興に特化した新規財源の確保とそのロードマップについて確認させてい ただきたいと思います。

具体的には、総合計画における計画期間の考え方を基に、1年後、3年後、5年後、10年後にそれぞれどのような新規財源(ふるさと納税協力金、分担金や負担金、入場料や利用料、法定外目的税など)を確保していく計画があるか、お尋ねいたします。

法定外目的税という非常にデリケートな言葉を私、議員から発信しておりますので、改めまして、この一般質問の趣旨について説明させていただきます。

これまで新たな税の徴収や超過税率の議論といいますと、どちらかといえば当局が提案し、議会で慎重に審議するといった構図がうかがえます。その審議については、短期的な視点で議論すれば関係者の不利益等が顕著に現れ、税の負担増に反対するという結論になるかと思われます。

では、長期的な視点で議論する場合はいかがでしょうか。一方の選択として、逓減的に歳 入が落ち込み、市民生活や観光振興に十分な予算が行き届かず、まちが疲弊する。魅力を失 い衰退が進むまちから減少する市民と観光客、その負の連鎖を受け継がなければならない子 どもたち。もう一方の選択として、例えば海外の有名観光地では、税や協力金、分担金、負 担金等を活用して観光需要の充足や観光振興策を実行し、観光地としての好循環の仕組みを 築いております。国内ではまだ始まったばかりでありますが、法定外目的税やその他の独自 財源を開拓して観光需要等に対する取組が徐々に進められております。

また、法定外目的税などを導入するための時間軸を意識した場合、新たな税目を創設してまで充足すべき行政需要の内容と、具体的活動に当たる使途、宿泊など課税の対象とそれを選択した根拠、税率、税額を含む徴収方法、関係者への影響などについて、論理的な妥当性の説明と十分な理解が求められるため、導入を果たした自治体では構想の検討を始めてから施行まで、短くても2年から3年を要しております。現在のコロナ禍でそのような議論をすべきではないという意見も多くあるかと思いますが、このコロナ禍後の将来にふさわしい観

光振興を見据えたとき、今、誰かが公の場で一石を投じる必要があると考え、この法定外目 的税というテーマについて触れさせていただくものでございます。何よりもこれからの子ど もたちのために、そして未来への投資がこのテーマの目的と考えております。

それでは、新たな税について触れる前に、既に下田市で徴収されている2つの目的税について確認していきたいと思います。

任意目的税である都市計画税は、都市計画事業及び土地区画整理事業に要する費用に充てるとされておりますが、課税対象地域となる都市計画区域に対して、これまでどのような事業を実施してきたか。地域ごと(旧下田町、朝日地区、白浜地区など)で実施された事業についてお尋ねいたします。

また、令和3年度予算において都市計画税、歳入予算額をどのような事業に充当しているか、お尋ねいたします。

次に、法定目的税である入湯税は観光の振興(観光施設の整備を含む環境衛生施設の整備、消防施設とその他消防活動に必要な施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備)に要する費用に充てるとされておりますが、これまでどのような整備事業を実施してきたか、施設ごとに実施された主な整備事業についてお尋ねいたします。

また、令和3年度予算について、入湯税、歳入予算額をどのような整備事業に充当しているか、お尋ねいたします。

次に、都市計画税の財源確保に当たり、既存の都市計画税の税率0.2%を変更することについて、他の自治体の調査研究、検証をしているか、お尋ねいたします。

また、観光振興に特化した財源の確保に当たり、既存の入湯税の税額、100円、130円、150円を変更することについて、他自治体の調査研究、検証をしているか、お尋ねいたします。

観光振興等に充当されている地方税の例として、熱海市の別荘等所有税は、リゾートマンションの増加に伴う行政コストに充当する目的で1970年代に導入されたものであります。また、山梨県河口湖町の遊漁税は、法定外目的税制度を活用した最初の事例であり、釣り目的で河口湖を訪れる観光客のために、駐車場や洗面所、休憩所などを整備する財源とするもので、岐阜県の乗鞍環境保全税、福岡県太宰府市の歴史と文化環境税、沖縄県伊是名村の環境協力税などとともに、地方分権一括法以降の2010年代前半にそれぞれ創設されております。

そこで、法定外普通税や法定外目的税について、他自治体の調査研究、検証をしているか、 お尋ねいたします。 最後に、法定外目的税である宿泊税の導入について。宿泊税の導入は東京都の2002年に始まり、大阪府の2017年、その後、京都市や金沢市、北海道倶知安町などの有名観光地で導入され、現在、小規模自治体を含め検討中の自治体は増えつつあるところでございます。

最初の質問と重複する部分もございますが、宿泊税の導入及び観光振興に対する予算確保 への方針についてお尋ねし、私からの趣旨質問とさせていただきます。

- ○議長(橋本智洋君) 質問者にお尋ねいたします。ここで休憩したいと思いますが、よろしいでしょうか。
- 〇1番(江田邦明君) はい。
- ○議長(橋本智洋君) 11時10分まで休憩といたします。

午前10時56分休憩

\_\_\_\_

午前11時10分再開

○議長(橋本智洋君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

当局の答弁を求めます。

建設課長。

**〇建設課長(高野茂章君)** それでは、道路及び河川の維持管理について答弁させていただきます。

最初に、令和3年度の道路維持補修工事、河川維持補修工事に対し、今年度の補正見込額と決算見込額は幾らかということと、道路及び河川の定期的に維持補修していく上で毎年必要となる基準額は幾らかという質問に対してですが、修繕箇所の状況や規模が異なるため、基準額というものは設定してございません。道路維持補修工事につきましては、今定例会で1,000万円の補正予算案を計上させていただいてるところでございます。今年度の道路維持費と河川維持費の補正見込額及び決算見込額につきましては、現時点では未定でございますが、平成30年度から令和2年度の直近3年間についての決算平均額としましては、道路維持工事費が約4,200万円、河川維持工事費が約600万円となっております。

続きまして、行政区からの修繕要望につきまして、令和2年度に対する道路、河川の要望は何件で、何件が着手され、何件が見送りとなっているかということでございますが、令和2年度の道路に関する修繕要望につきましては、合計数153件のうち、実施または一部実施した案件が29件、見送り、実施不可と判断した案件が124件でございます。河川、排水路に

関する修繕要望につきましては、合計要望数が57件のうち、実施または一部実施した案件が 15件、見送りまたは実施不可の判断した案件が42件でございます。

今年度より修繕の優先順位を判定するための指標として、緊急性、重要性などを数値化することといたしましたので、今後は対応について透明性を高める中で効率的に進めてまいります。

続きまして、予算確保及び維持補修事業を推進するための打開策は持っているかという質問でございますが、維持補修予算については、必要な予算の確保に努めているところでございますが、十分に確保できないことから、今後は県と連携した新たな道路維持の在り方を検討することとしております。これにより維持管理コストの抑制等につながるよう検討してまいりたいと思っております。

続きまして、市内で国や県に行政代執行する、要望する事案は何件あり、何件が要望済みであるかということでございますが、現在、下田市において国や県に行政代執行を要望する事案はございません。

続きまして、稲生沢川河口の放置船、廃船等の対応について、港湾管理者である県の対応 状況につきましてですが、静岡県の対応状況といたしまして、廃船、放置船等につきまして は、所有者が特定できている船舶について撤去指導をされております。今後も県により定期 的に船の状況を確認し、油等の流出等のおそれがあると判断した場合には、管理者として応 急対策等を実施することとされております。

続いて、特定空家に対し、市が修繕の助言、指導、勧告、命令した事案は何件あり、行政 代執行を検討してる事案が何件あるかという質問でございますが、現在、空き家等対策推進 に関する特別措置法の規定に基づく認定した空き家は2軒でございます。行政代執行は同法 第14条に基づき、所有者に対する助言、指導、勧告、命令を行った上で実施するものでござ いますが、この2軒についてはいずれも所有者の相続人調査中であるため、現時点では行政 代執行を検討している事案ではございません。

以上でございます。

- 〇議長(橋本智洋君) 観光交流課長。
- ○観光交流課長(佐々木雅昭君) それでは、私のほうからは、観光振興に特化した新規財源の確保に向けた計画があるかという御質問にお答えさせていただきたいと思いますけれども、観光振興に特化した新たな財源確保につきましては、現在のところ具体的な計画はございませんけれども、観光関連業者と密に連携を取った中で、当市の特性に合った戦略を様々な角

度から多面的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(橋本智洋君) 財務課長。
- **○財務課長(日吉由起美君)** 都市計画税及び入湯税で、これまでどのような事業を実施してきたのか、また令和3年度予算においてどのような事業に充当されているかという御質問にお答えをさせていただきます。

都市計画税につきましては、主に建設課の実施する都市計画マスタープラン推進事業、街路、公園等の都市計画事業に加え、下水道事業及びそれら事業の地方債償還額に充てております。具体的に申し上げますと、令和2年度は旧下田町地区内道路修景工事や稲生沢地区のしだれ桃の里公園整備工事などなど、敷根公園のテニスコートの修繕工事等、また下水道事業及びこれらの地方債償還金でございまして、地域ごとに集計をしているものではございません。

令和3年度事業といたしましては、同様に旧下田地区交通規制社会実験調査業務委託、旧 下田地区内道路修景工事、公園修繕料のほか、下水道事業及びこれらの地方債償還金に充て ております。

また、入湯税につきましては、これまで環境施設といたしましては南豆衛生プラント合併 処理浄化槽補助金、上水道事業出資金など、消防施設といたしましては、下田地区消防組合 の実施する投資的事業など、観光の推進といたしましては、観光施設整備事業、観光協会な どへの各種補助金、黒船祭、夏期対策事業などに広く充てております。

令和3年度予算につきましては、市内各団体からの観光関連予算への優先的な充当を望む 要望を受けたことによりまして、観光関連予算への充当をしております。

令和3年度予算の具体的な事業名につきましては、観光協会補助金や夏期海岸対策協議会補助金のほか、観光交流課の実施するほとんどの事業の一般財源に充てているものでございます。

私からは以上でございます。

- 〇議長(橋本智洋君) 税務課長。
- ○税務課長(佐藤政年君) 都市計画事業の財源確保に当たって、既存の都市計画税の税率を変更することについて、ほか自治体の調査研究、検証をしてるかということについてですけども、調査自体は行ってないんですけども、今回、聞き取り調査を行いました。ほか自治体の状況としましては、県東部のほか市町の都市計画税の税率について聞き取りを行ったとこ

ろ、6市町が課税なし、同じく6市町が下田市と同じで0.2%の税率、6市が0.3%の税率という状況でございました。

なお、賀茂郡内の5町においては課税はされておりません。

また、直近10年間において、県東部の市町において税率の見直しを行った自治体について はございませんでした。

次に、観光振興に特化した財源の確保に当たりまして、既存の入湯税の税率を変更することについて、ほか自治体の調査研究を検証してるかということでございますけども、まず、地方税法の第701条の2では、入湯税の税率については、入湯客1人、1日について150円を標準とすると規定されております。県東部自治体の入湯税の課税状況ですけども、熱海、伊東、東伊豆などにおきましては、この標準税率に準じた150円となっておりますけども、下田市の場合は宿泊料金または飲食料金の金額によって150円、130円、100円の3段階の金額設定となっております。東伊豆町を除く賀茂地域市町においても同様に、宿泊料金に応じた2段階または3段階の税率設定となっておるところでございます。

続きまして、法定外税につきましてですけども、これについて、ほか自治体の調査研究、 検証をしているか。また、法定外目的税である宿泊税の導入、観光振興に対する予算確保に ついての考えをそれぞれ確認したいということでございます。

法定外税につきましては、どのような行為に対してどの程度の負担をお願いするのか、税という形式でいただくのがよいのか、また税の使い道を限定した法定外目的税とするのかなど、いろいろな見地から検討する必要があると考えております。また、財源確保は重要な課題でございまして、法定外目的税の導入は有効ですが、現在はコロナ禍により、市内宿泊観光施設は大変疲弊している状況であることから、現時点では慎重に対応することが求められると考えておるところでございます。

以上です。

- 〇議長(橋本智洋君) 1番 江田邦明君。
- **〇1番(江田邦明君)** それでは、大項目ごとの一問一答で、この後、質問させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- ○議長(橋本智洋君) はい、許可します。
- ○1番(江田邦明君) ありがとうございます。

まず、道路及び河川の維持管理ということで、様々な地区要望のうち実施されたものが半 分に満たないという状況でございます。こちらについては、第5次総合計画の中でも、道路 網の整備や森林や河川に対する自然環境の機能向上が示されており、地区要望を踏まえまして、道路や河川の維持補修に必要な基準額を、やはり当初予算より見込んでいく必要があると考えます。

過去には当初予算に1億円の予算がつけられてたというお話も聞いておられます。市の面積が減るわけでもなく、人口が減ったとしても維持管理していかなければいけない道路、河川は、過去以上に老朽化対策、長寿命化、そういったお金がかかるものでございます。

また、限られた予算の中で数値化をし、透明性を持たせて計画実施していくという御答弁をいただきました。しかしながら、地域の実情や要望、事業の必要性や緊急性に基づき、計画実施されていると認識しておりますが、地域からの必要性というものはやはり住民がそこに住んで必要を感じたから、区長さんに要望を上げ、市に要望しているものでございます。ついては、毎年、地域ごとで一定の整備を実施していくという考えに基づいて、均等割や人口割、面積割によって毎年一定額の予算づけをぜひとも当初予算から検討いただきたいと思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、国や県へ行政代執行を要望する案件はないという御答弁をいただきました。私が考えるに、1つに、行政代執行ではございませんが、下田市内の一般公共海岸に漂着する漂着ごみ、海洋プラスチックごみ、また、夏期期間、海水浴場で利用しておりますが、それらも夏期以外は一般公共海岸等に属されております。これらのごみについて、代執行ではないものの、しっかりと国や県へ要望を上げてるかどうかについてお聞かせいただきたいと思います。

また、あえて私が必要な行政代執行ということで、稲生沢川河口に放置された廃船、沈下船等について触れさせていただきましたが、こちらを県の行政代執行、河川を管理する、港湾を管理する県の代執行としてなぜ市が要望しないのか、そこについてお尋ねさせていただきたいと思います。この廃船と沈下船については、稲生沢川河口及び下田港内港に係留されておりますプレジャーボートとは移動や撤去の緊急性が全く異なります。下田市は減災を推進するため、静岡県が計画する新たな係留施設に合わせた係留船の移動、代執行、簡易代執行とは別の時間軸で、この廃船と沈下船の撤去についてロードマップを示すべきと考えます。本年度中に策定が予定されているみなとまちゾーン活性化基本計画では、この問題をいつまでに、誰が、どのように解決していくと計画をしていくのか、お尋ねしたいと思います。

そして、特定空家に関して、特定空家は現在2軒という御報告をいただきました。矢田部 議員からの一般質問の中でも示されております市内に残されてる4つの廃業ホテル、この2 軒の中に含まれているか、確認させていただきたいと思います。

特定空家の定義として、このようにうたわれております。そのまま放置すれば、倒壊等、 著しく保安上危険となるおそれがある状態。そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるお それがある状態。適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。 周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。このような特定空家 の定義がされております。

次に、下田市には住宅やブロック塀等の耐震改修を推進する補助制度はございますが、同計画策定時に実施したアンケートでも、空き家等の除却、改修補助についてというアンケートに対して、改修補助制度があれば活用したいと思うが33%、除却補助制度があれば活用したいと思うが24%の回答がございました。ぜひとも他自治体で取り組まれております特定空家等除却支援事業補助金の創設、空き家バンク登録物件改修支援、また利用促進補助金の創設について考えをお聞かせいただきたいと思います。

# 〇議長(橋本智洋君) 建設課長。

○建設課長(高野茂章君) 一番最初の地域からの必要性ということで、先ほども答弁させていただいたように、数値化して透明性を高めるということを答弁させていただいたんですが、当然、地域から地域に重要性が、この地域が高いから、そちらに全て行くということではなく、そこは地域ごとの何ていうんですか、案分というか、バランスを考えてやっていく、修繕を行っていく予定でございます。

当初から年度予算として維持補修をつけて、そういう計画をつけていくべきだということに関しましては、ちょっとその辺については予算の絡みがありますので、建設課のほうからはつけていただきたいところはありますが、そこについては答弁はちょっとできないところでございます。

続いて、特定空家、その前に廃船につきまして、なぜ行政代執行を要望しないのかということにつきましては、静岡県のほうは廃船につきましては所有者が特定できておりまして、そこのほうで指導をずっと続けております。令和2年度につきましては処理した船はありませんが、令和元年度、平成30年度につきましては、処理してる船がございます。そこについては所有者が特定できていることを考えますと、県はそこは粘り強く交渉していってるのかなと。そこで駄目だったら、県のほうが執行してくれというふうに今現在、考えてるところでございます。

特定空家の2軒については、ホテルのほうは含まれておりません。一般住宅となっており

ます。ホテルにつきましては、グランドホテルと富士屋ホテルについては、富士屋ホテルについてはこの間、伊豆新聞に載ったとおり、今動きがあったところで、グランドホテルにつきましても、今若干の動きがあるところでございますが、あと、特定空家の解体、除却、利用促進に対する補助制度につきましては、現在、下田市のほうとしては要綱がございませんが、国のほうが空家等対策の推進に関する特別措置法ということで補助制度を昨年かその前の年、創設をしておりまして、うちのほうもその制度を使うには要綱が必要でございます。その補助制度を創設するかどうか、ちょっと課内で、いろいろあります、補助額も大きいことでありますので、市役所内で協議、検討の上、創設したいと考えておりますが、そういう制度がございますので、今後、検討してつくっていきたいとは考えておるところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(橋本智洋君) 財務課長。
- ○財務課長(日吉由起美君) 建設課長が財源の確保というお話もありましたけれども、本年度の当初予算につきましては、特に財源の確保が難しいということもございまして、それは本年度に限ったことではないんですけど、毎年、予算編成においては財源の確保に苦慮しているところでございます。本年度については特にコロナの影響も見通せない中で、税収の増ということも分からないという中で、当初予算は本当に厳しいきつきつの予算になっているものでございます。ですので、建設課の道路維持費だけでなく、各課の予算についても、歳入に見合ったと言うのも変ですけれども、どこも厳しい予算になった3年度予算となっております。

ですので、観光の独自財源のお話もありましたけれども、市といたしましては、これから 行革の大綱とかにも載っていますけれども、独自財源という税だけではなくて、使用料、手 数料の見直しですとか、一時的なものでは、例えば市有地の売却であるとか、ふるさと納税 を増やしていくとか、様々な歳入増の推進をしていくとともに、歳出についてもこういう言 い方すると、またあれなんですけど、歳出についても厳しく査定していくといいますか、予 算についてはやって、予算編成をしていく方針は変わらないというふうに思っております。 以上でございます。

- 〇議長(橋本智洋君) 環境対策課長。
- ○環境対策課長(鈴木 論君) それでは、私のほうから漂着ごみ等に対する対応ということで御質問ございましたので、御回答申し上げます。

漂着ごみにつきましては、環境対策課の予算でもって、機械借り上げで、通常、夏期の海 藻が打ち上がったとか、ごみが打ち上がったとかということで対応をしている部分がござい ます。基本的にはそれぞれ海岸を管理する管理者というのが市であったり、県であったりと いうふうに分かれておりますので、市が対応できる部分については先ほどの予算で対応し、 県が管理してる部分につきましては、県へ対応を依頼しているところでございます。状況等 に応じて、県のほうも全てなかなか対応していただけないケースもありますけれども、その 辺についてはその場その場に応じて協議をして、お願いしているところでございます。 以上です。

〇議長(橋本智洋君) 企画課長。

**○企画課長(鈴木浩之君)** それでは、企画課のほうから、みなとまちゾーン活性化協議会の 協議の状況についてお答えをさせていただきます。

みなとまちゾーン活性化協議会におきましては、みなとまちゾーン全体の活性化に向けた 検討を進めており、違法係留や沈・廃船の回収についても、そのうちの重要な課題と位置づ けられており、係留施設の整備について県が検討を進めている状況にございます。

この協議会は県や市といった行政だけではなく、民間団体も含めた組織となっており、協議の中では、施設の場所や規模、景観や安全対策等の幅広い視点からみなとまちゾーン全体の活性化を図るための望ましい方向性について合意形成を図り、それをベースとしまして、県が具体的な調整、整備を進めていくということで検討を進めているところでございます。

みなとまちゾーンにつきましての基本的な計画につきましては、今年度中の策定を目標と しており、それに引き続きまして、個別具体の事業を進めていくということで進めていきた いというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(橋本智洋君) 1番 江田邦明君。
- ○1番(江田邦明君) まず、道路及び河川維持管理についてでございます。打開策はということでお尋ねさせていただいております。建設課長のほうからは、なかなか打開策はないが財源が厳しい。財務課長のほうからも同じような御答弁をいただいております。市長の考える、この道路及び河川だけではございませんが、社会インフラを維持補修、修繕していくための今後の打開策、方針があればお尋ねをさせていただきたいと思います。

次に、稲生沢川河口、また下田港内港の廃船、沈下船ということで、あえて呼び名を変え させていただいております。沈下船については、現在、燃料タンクの前に2隻が沈んでおり、 油が漏れないような対策が取られておりますが、実際は漏れ出しております。そして5隻の廃船が、所有者がおられるかもしれませんが、ロープも緩んだ状態で、風で流されたり、岸に寄ってきたり、そのような状況でございます。県が所有者が判明してるから、所有者の責任でというものはございますが、このみなとまちゾーンを活性化していく上で、やはり他のプレジャーボートとは別に、この沈下船2隻、廃船5隻は早急に対応していくべきであり、なぜ市が県に対し、行政代執行の要望を書面でしっかりと市長名で出さないか、疑問に感じるところでございます。市長が掲げたワンチーム下田、大川端をはじめとする魅力ある屋外空間づくりのためにも、静岡県に対して行政代執行の要望書の提出をお願いしたいと思います。

また、空き家対策について、4ホテルについても引き続きのお願いという形では進むのかとは思われますが、富士屋ホテルのように、それが功を奏して撤去が進んでるところもございます。観光庁が創設した既存環境拠点の再生・高付加価値化推進事業、こちらは自治体やDMOが主体となり、観光拠点再生計画に対して1地域5億円、また、その中で観光地として景観を改善し、跡地の観光目的で活用を前提とした廃屋撤去、補助率2分の1、補助額上限1億円となっております。この4つの廃ホテルについても、事業者だけに任せるのではなく、自治体やDMOといった法人をつくり、国が各観光地で抱える廃屋撤去について、こうした補助制度、再生計画を提示しております。ぜひとも下田市が中心となって、この4つの廃ホテルを観光資源化としていただきたいと思います。

この3点について、市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

- 〇議長(橋本智洋君) 市長。
- ○市長(松木正一郎君) 道路の問題、それから廃船の問題、特定空家の問題、今4つとおっしゃられた、すみません、もう一つが何だったか分からなくなったんですけど。
- ○1番(江田邦明君) 3つ。
- ○市長(松木正一郎君) 3つでよろしいですか。それでは、この3つについてお答え申し上げます。ちょっと長くなりますけども。

20世紀の終わり、つまり2000年前後に、荒廃するアメリカという言葉が人口に膾炙されました。いろんなところで雑誌なんかにも出ていました。つまり、ちょうどその頃、道路や橋梁などのインフラが次々に寿命を迎えまして、修繕あるいは更新しなければならない状況に陥って、アメリカで大変な社会問題になったわけです。日本ももうじきそうなるというふうに言われまして、そこで生まれた考え方がアセットマネジメントという、こういうふうな、

もうお聞きになったことあるかもしれません。その日本語的に言いますと、予防保全なんていう言い方が当時はやりまして、これによって橋梁やトンネルを寿命がいつぐらいになるから、優先順位をつけて順次やっていこうと、こういうふうなことで、特に国道、県道について県がやってきて、ほぼそれが今、終了しているところです。

しかしながら、市は持っているインフラの数が県のような骨格的なものだけではなく、毛細血管的に大変多く存在しています。このたくさんの修繕箇所についてどういうふうにしていくのかといったことなんですが、現在、市では予防保全といった県のようなやり方がなかなか難しくて、かなり多くのものが事後保全という形になっています。この保全は、実は4つ種類がありまして、予防保全、それから保全予防、改良保全、事後保全と、こういう4つあります。予防保全というのは、壊れそうなところをあらかじめリストアップして、順次修理していくという県のやり方。保全予防というのは、修理を計画的に進めることで予防につなげるという。改良保全というのは、普通に道路整備、拡幅なんかやることで、それで自然と更新されていくという、こういう形ですが、事後保全は文字どおり壊れてから直すというやり方です。

これはじゃあ問題かといいますと、実は一般家庭は大抵そういうふうにしてるわけです、一般の人々の暮らしの中では。潤沢な予算がないときには、これは有効な手法です。ただし、常にしっかりと監視をしていくといったことが不可欠になります。今回、この大量にある修繕すべき箇所をどうするかといったとき、財源に潤沢なものが背景としてない下田市としては、2つの考え方でやっていこうというふうに昨年度、考え方を整理しました。1つは、先ほど建設課長が申し上げましたように、客観的な指標、これにより優先順位をしっかりつけようじゃないかということです。ただ、地区の要望が上がったから、声が大きいからではなく、例えば通学路であるとか、例えば交通量が多い道路であるとか、あるいはここは、この道路が潰れてしまうと迂回路がないとか、こういった様々な判断指標を設定しまして、それを数値化し、優先順位を定めると、こういうことを、この3月までに建設課のほうで、この表を取りまとめて、そして、これに合わせて要望を整理し、順次やっていこうというふうにしています。

それから2つ目が、これも建設課長から先ほど話がありましたが、県と包括的に管理をしようという新しい取組に下田市は取り組みます。実はこれは県が発表するかなと思うんですが、国の時代を切り開く新しい取組としてモデル事業として全国に募集しましたところ、それに対して下田市が手を挙げました。そうしたら、ありがたいことに第1位をいただいたと

いうことで、全額国費でこの調査をやっていただけることになりました。県と市が一体となって道路を管理するとどのようなメリットがあるのかといったことについて、これから県と市で、これコンサルタントと一緒になって新たな管理手法について検討に入ります。これが道路の問題についてです。

それから次は特定空家については、御指摘のとおり、既存の事業、これをしっかりとやはり私たちも取り入れることが重要だと考えております。一方で、別の手法、つまり正攻法でなく、特定空家が例えば道路の拡幅によって解消される、あるいは公園の整備によって解消される、防災的な避難路、避難地の整備の中で解消される、こういったことも多様な手法としては検討すべきであろうというふうに考えております。先ほど建設課長が申し上げたグランドホテルについても、今回、あそこは重要な避難路上に位置しているために、そうした観点から何とかできないかということを今、検討してるところでございます。こうした様々な手法を組み合わせることによって、一軒でも多く、市の負の遺産である特定空家の解消に努めてまいります。

3点目の廃船でございます。これは実は着実に進んでおります。今から3代前の土木事務所の所長を私はしておりまして、そのときにもこれは重要な問題というふうに捉えておりまして、県庁の担当部局と何度も相談をしながら対応していたところでございますが、私は力及ばずできませんでした。その後、次の所長も頑張ったんですが、なかなかできない。ところが、その次の所長になって、つまり先代の所長のときに少し進んできました。粘り強い交渉の結果、昨年は引揚げの作業を実際にやっていますが、途中で失敗をしたというふうに聞いています。もちろんこれは結果が出なければ社会的には意味を持たないかもしれませんが、そのほか小さなものについても声をかけ続けた結果、私が見たところだけでも3隻ほど廃船、沈船が撤去されていました。今、議員御指摘のところは、どちらかというと河口に極めて近いところの比較的大きな船ですけども、昔の漁協の跡辺りに何隻かあったものについては、今、全てが撤去されています。

このように廃船の問題については、土木事務所が県の代執行については最終手段として、 あくまでも所有者による対応を目指しているということ、この考えを私たちは基本的には支 持しながらも、先ほど話に出ましたみなとまちゾーン活性化計画の中でプレジャーボートの 係留船対策とともに、総合的に下田市の景観やまちづくりの中で、その一環として協力して 取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(橋本智洋君) 1番 江田邦明君。
- ○1番(江田邦明君) 稲生沢川河口の廃船と沈下船の部分について、最後、要望意見をさせていただきたいと思います。

県が当初作成した下田港周辺における地域活性化のための基盤整備検討調査の中の下田港 不法係留船対策の中では、施設完成後2年度目で不法係留船の解消、その中には強制移動や 撤去、行政代執行の検討、簡易代執行というようなロードマップがしっかりと示されており ます。ぜひともこのみなとまちゾーン活性化基本計画の中では、他のプレジャーボートの係 留船とは別で廃船となってる船、沈下船となってる船について、どの時間軸で誰が対応して いくかといったことを協議会の中で御検討をお願いしたいと思います。

続きまして、大きく2点目の持続可能な観光振興に向けた独自財源の確保についてでございます。

せんだって通告書を提出した後に、この第7次下田市行財政改革大綱、また同実施計画が 議員に配付されました。この中で、ふるさと納税の部分に触れられておりましたので、確認 をさせていただきたいと思います。

この行政改革大綱の中で、ふるさと応援寄附金の推進に関しては、令和3年度の目標額が2億5,000万円、その後、1年ごと、3億5,000万円、4億円、4億5,000万円、計画5年目の最終年度、令和7年には5億円という目標金額が示されております。先日、議会で下田市総合計画における基本構想の審議の中で、同項目については多数の議員から協議会等の中でふるさと応援寄附金採納額、令和元年度現況2億4,000万円に対し、令和7年度、5年後の目標値2億5,000万円、あまりにも予算作成時の自主財源の確保といったところが示されている部分で少ないのではないかといった意見が多数ございました。この総合計画は、最上位計画であり、行財政改革大綱もこの総合計画に基づいて策定されたと思われます。5年後の目標額が5億円となった経緯について確認をさせていただきたいと思います。

### 〇議長(橋本智洋君) 財務課長。

○財務課長(日吉由起美君) 行革大綱のほうの実施計画につきましては、総合計画のほうを 取りまとめてる中で、そういう金額の努力目標として少ないのではないかという御意見もい ただいたものですから、計画の実施計画としてはそれ以上を目指して、多くふるさと寄附の ほうを集めていこうということで金額のほうを総合計画より上増しして、目標としては大き くということで増額させていただいたものです。

以上です。

- 〇議長(橋本智洋君) 1番 江田邦明君。
- ○1番(江田邦明君) 総合計画が策定されて、スタート、4、5月、2か月がスタートした中で、5億円の表記、市民や事業者の方はどの数値を目標にしてよろしいか分からなくなってきます。ぜひとも総合計画の金額、修正していただき、市民の方に広く周知いただきたいと思います。

さて、先ほどの独自財源の確保ということで、具体的な計画がないと観光交流課長のほうからお話をいただきました。皆様も身近なところでは富士山の入山料が記憶にあるところかと思います。世界遺産登録翌年、2014年より環境協力金として任意の徴収が始まっております。その後、認知度と徴収協力率が上がるにつれて、不公平感を解消するため、他の徴収について検討が始まり、議論の中では、富士山全体の管理者でない県が使用料として徴収するのは難しいと判断し、法定外目的税としての徴収で調整されてるといったものでございます。やはり議論が始まってから数年の月日が必要となってるところでございます。

下田市でも振り返りますと、平成20年3月定例会の議案の中で、下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてで、観光振興策としてあじさい園の整備、管理を目的に、あじさい祭期間中に下田公園で入園料を徴収することについて議論がされております。この議案については観光関係者から相談があり、当局からの提案、入園料は小中学生100円、一般200円、想定入園者1万8,000人、料金収入315万円、利益75万円、その利益をあじさい園の整備に充てるといったものでございました。しかしながら議会では否決といったところでございます。こういった過去の議論も踏まえて、具体的な計画がなく、先ほど申し上げた第2次下田市観光まちづくり推進計画、こういった観光振興の計画がされてるか、再度お尋ねさせていただきたいと思います。

次に、都市計画税と入湯税について、それぞれ整備内容等の御報告をいただいたところで ございます。大きな視点で何点か確認をさせていただきたいと思います。

こうした目的税でございますから、各事業に対する充当割合の根拠であったり、事業ごと の充当割合と長期的な計画といったものは、何に基づいて現在予算で配分されてるか、確認 させていただきたいと思います。

また、こちらの目的税については、地方税法の施行に関する取扱いについて、市町村税関係、平成22年4月1日、総税市第16号において、第9章、目的税、2、入湯税に関する事項、4、入湯税及び都市計画税についても触れさせていただきます。入湯税及び都市計画税に対し、特別会計を設置しないで一般会計に繰り入れる場合においては、入湯税をこれらの事業

に要する費用に充てるものであることが明らかになるような予算書、決算書の事項別明細書、 あるいは説明資料等において明示することにより、議会に対し、その使途を明らかにすると ともに、住民及び入湯客に対しても周知することが適当であると記載がございます。現在こ の取扱いに対する通知文に対して、下田市が取り組んでることも併せてお尋ねさせていただ きたいと思います。

次に、入湯税に関して、各事業に対するこれまでの実績と、また予算について御説明をいただきました。1点気になるところがございます。目的税を充当する事業である鉱泉源の保護管理施設の整備に要する費用への充当が過去の説明、また令和3年度予算にもございませんでした。この鉱泉源の保護管理施設の整備に関する事業そのもの自体がないのか、充当する必要がないということで予算配分してないのか、確認をさせていただきたいと思います。

- ○議長(橋本智洋君) すみません、質問者にお尋ねします。ここで休憩したいと思いますが、 よろしいでしょうか。
- ○1番(江田邦明君) はい。
- ○議長(橋本智洋君) 午後1時まで休憩とします。13時まで休憩といたします。

午前11時58分休憩

午後 1時 0分再開

○議長(橋本智洋君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

当局の説明を求めます。

観光交流課長。

○観光交流課長(佐々木雅昭君) 観光まちづくり計画についてのお答えをさせていただきたいと思いますけれども、議員御指摘のとおり、第2次観光まちづくり推進計画ですけれども、確かに財源確保に向けた記述はない構成となっておるわけでございますけれども、アフターコロナの時代を見据えた中で、今回の計画に掲げる基本方針の下、目標達成に向けまして、今後、観光関連事業者とも連携をしていく中で、財源確保に向けた議論にもなってまいるかとも考えております。今後も引き続き、庁内外含め、連携を密にしていきたいと考えております。

また、議員からは平成20年当時のあじさい祭期間中の有料化のお話がありましたけれども、 現在、あじさい祭を開催しておるところでございますが、関係者からは当時と同様の声も上 がってきているように聞いております。このようなことからも、今後の財源確保に向けた議論につながっていくのではないかというふうに考えておりますので、今後も関係者間の連携を密に取っていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

# 〇議長(橋本智洋君) 財務課長。

**○財務課長(日吉由起美君)** 目的税の充当の基準等についてのお尋ねでございます。

目的税の充当の基準につきましては、特に定められておるものではございません。ただ、市におきましては、まず都市計画税につきましては、まず最初に都市計画マスタープラン、公園事業等の都市計画事業に充当をいたしております。そちらに、その所要一般財源に100%充当した後に、その残額を下水道事業、それから過去の起債の償還事業に充てておるところでございまして、令和3年度の当初予算においては、ほかの都市計画事業以外の他の事業については27.4%の充当率となってございます。

それから入湯税につきましては、令和3年度につきましては要望もあったということで、 観光交流課の各種事業予算にほぼ充当しているものでございます。ただ、先ほど議員のお尋 ねにありました鉱泉源の保護というところでございますけれども、市としては直接、鉱泉源 の保護ということで事業を行っているものはございません。ただ、それを目的とした活動を 行っている県の温泉協会負担金、あるいは市の温泉組合の負担金につきましては、この入湯 税を充当しているところでございまして、入湯税につきましては観光関連、それから今の温 泉関連の一般財源に対しまして入湯税を全額充当しておりまして、その充当率は59%となっ てございます。

それから、長期的な計画に基づいているのかというお尋ねでございましたけれども、目的 税を充当するための計画というのはございませんで、総合計画ですとか、都市計画マスター プランですとか、その他、各種計画に基づきまして事業を行っているものでございますので、 そちらに掲載された事業について充当してるものでございます。

それから、使途についての記載でございましたけれども、確かに使途について明確にするようにということで通知は来てございます。今までですと、決算については広報しもだで充当について決算状況とともにお知らせをしてございます。また予算につきましても、本年度、ちょっと広報の掲載の都合もございましたので、ホームページのほうに掲載をさせていただいてるところでございます。今後につきましては、当初予算につきましては当初予算の説明資料で、また決算につきましては、主要な施策等で分かりやすく掲載させていただきたいと

いうふうに思ってございます。

私のほうからは以上でございます。

- 〇議長(橋本智洋君) 企画課長。
- **〇企画課長(鈴木浩之君)** 答弁漏れで申し訳ございません。

ふるさと納税の目標額につきましてですけども、どうしても市の定める計画につきまして、 年度別、作成の年度におきまして、時系列で数字、内容等の相違が発生してしまってるとい うことで、基本計画の部分につきまして、目標としましては最新の計画の数値を使用してま いるつもりでおります。また計画のほうにつきましては、ローリングのタイミングを見まし て、しかるべきときになるべく早期に対応したいというふうに思います。よろしくお願いし ます。

- 〇議長(橋本智洋君) 1番 江田邦明君。
- ○1番(江田邦明君) まず入湯税の関係でございます。鉱泉源の保護管理施設の整備ということで、現在、市が直接温泉、源泉等を管理してるわけでないので、そういった事業はないかと思いますが、直近ですと南伊豆町、弓ヶ浜での温泉問題の例がございます。いざそのような状況になったときに、行政がどれだけ支援できるかといったことを考えると、この入湯税というのは鉱泉浴場、温泉法にいう温泉を利用するお客様からいただいてるものでございます。こういった温泉施設の整備に対して、私はやはり基金等を創設し、積み立てていく必要があると考えております。この点については要望ということでお話しして、終わりにさせていただきたいと思います。

次に、都市計画税に関してでございます。御説明いただいたように、都市計画事業、主に公園事業であったり、街路事業、そのほか下水道事業と過去の起債の償還という御説明をいただきました。ということは、恐らく下田市における朝日地区、白浜地区にはこういった都市計画事業はないのかなと私は考えます。前段に御紹介した地方税法の施行に関する取扱いの中でも、都市計画税について、農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定により、定められた農用区域については、特に該当区域の利益となる都市計画事業または土地区画整理事業が施行される場合を除き、課税区域から除外することが適当であること。市街地から著しく離れたへんぴな地域に所在する山林等のように、一般に都市計画事業または土地区画整理事業による受益が全くないと認められるものがある場合は、当該山林等の地域を課税区域から除外することが適当であることといった記載もございます。

そこで、市長が掲げております公園整備の推進、空地の有効利用として、白浜地区、朝日

地区に通年で浜辺のにぎわいを創出する海浜等を整備してはどうかと考えております。福岡 市では海浜公園条例を制定し、海浜、海面、公園を一体として指定管理者制度で運営する仕 組みを導入しております。ぜひとも市長のお考えを空地の利用という観点からお聞かせいた だきたいと思います。

次に、法定外目的税の使用ルールということで、今後、議会における予算、決算でも御説明いただけるということで大変議員、市民の意見を反映した中で予算審議、決算審議ができるのかなと考えております。なぜこのように既存の目的税について掘り下げて質問していくかといいますと、やはり新たな目的税を創出する場合には、今抱える課題等を解決し、基金の設立についての議論、事業ごとの充当率についての議論、事業ごとの配分についての議論、地域ごとの配分についての議論、そういった議論と十分な説明が必要であると考えるからでございます。

以上の点についての答弁をお願いいたします。

# 〇議長(橋本智洋君) 市長。

○市長(松木正一郎君) すみません、2点目について、ちょっと分かりにくかったもんですから、後ほどもう一回、御質問、恐縮ですけど繰り返していただけるとありがたいと思います。

それで、まず1点目の都市計画税と、それから公園整備の問題についてをお答えいたします。

都市計画税は、目的税として都市計画事業、都市計画的な施設の整備等に用いることになっています。例えばマイマイ通りという街路、これは下田市の玄関口に当たるところに1つの大きな通りをシンボリックに造るといったことで市が施工していたわけです。このマイマイ通りというのが、ひいては市全体の利益になるということで、皆さんの都市計画税はそこに投入していたわけです。

一方、今、議員御指摘のとおり、周辺部において直接的に利益になるようなものがあまり 見当たらない。この受益と負担のバランスをどう取るかといったのは極めて重要なポイント であろうというふうに私も思います。そして、実際に公園という子育て、あるいは高齢者の 今、コロナで出歩けないとかいった、こういう方々の健康維持のためにも非常に重要なイン フラであろうと思っています。

ちょっと専門的な言い方をしますと、公園は2種類ございまして、1つは住区基幹公園といって、住宅地の中にその周辺の住民の使う公園、もう一つが都市基幹公園といいまして、

都市全体の中で広くみんなで使う公園、例えば運動公園とか総合公園とかというのは、みんな車でそこまで行って幅広く使う公園と、こういうふうなものがあります。住区基幹公園の中で代表的なものが児童公園、子どもさんが子育て世代のお母さんと一緒に遊べる、こういったところがその代表でございます。今は実は児童公園と呼ばないで街区公園と呼ぶんですけど、児童公園のほうが分かりやすいかと思います。昔は三種の神器と言って、ブランコと鉄棒と砂場だったかな、ジャングルジムと砂場とブランコだったか、何かそういう感じのものを基本的には設置しようということで、多分、滝内議員におかれましては、こういうことに多分、大変お詳しいんじゃないかと思いますが、こういった住区基幹公園、地元に密着した公園みたいなものを整備していくというのは本当に重要なことではないかと思います。

自らが自分のまちのことを言うのは、その課題について自ら言うのもちょっと変なんですが、例えば都市計画税は伊豆市や伊豆の国市は徴収してないんですね。ここは徴収してないことに、今、物すごく困ってるんです。徴収しないから整備しないでいいじゃないかというふうな気持ちになっちゃってると。だけどやっぱり都市計画を定めた以上、してないのはアブノーマルなわけなんですね。ところが今となっては、このコロナなんかで疲弊してる中で税金を上げると言ったら、とても理解が得られないということで、大変困ってらっしゃいます。

私たちはこういった地域の本当に必要なものについて、負担をしてくださってる方々にちゃんと受益が行き渡るように整備を進めていくということは重要だと思います。今般は伊豆縦貫自動車道の残土が出たりしています。こうしたものを活用して、伊豆縦貫の周辺にある稲梓地域については公園整備について検討してるんですが、その他の地区に対しては検討していません。ぜひ地域の方々と各議員の皆様におかれましてはお話をしていただいて、この場所、みんなで公園にしようじゃないかみたいな話をぜひ合意形成していただいて、そこにただで国土交通省が土を持ってきてくれますので、こんなチャンスはない。ある一企業が、全然違う場所なんですけど、ただでくれるんならもらう、運搬費は何ならうちが持ってもいいと言ってるぐらいなところもあります。そういうふうに、土というのは買ったら結構高いもんですから、大体大ざっぱに言うと1、500円、1立米。これを1万立米持ってきたら1、500万円になるわけです。そういったものが1、500万円がただでもらえるんであれば、そんなに得なことないということになります。ということで、ぜひこういう整備に向けて、市としてもこれから検討してまいりますので、各地区におけるそういったニーズについて、皆様のほうで収集して、こちらのほうにそのことをお知らせ、お教えいただければ幸いでございます。

1点目について以上で、2点目、ちょっとすみません、私の理解ができなくて、もう一度 お願いいたします。

- 〇議長(橋本智洋君) 1番 江田邦明君。
- ○1番(江田邦明君) 2点目については、既存の目的税をなぜこのように掘り下げて質問させていただいたかという私の考え方ですので、質問ではございませんので、すみません、御答弁いただきましてありがとうございます。

先ほど観光交流課長より観光まちづくり推進計画、大変重要であり、具体的な計画が策定されておりますが、やはり財源がなければこの計画も計画で終わってしまいます。また一方で、これまで蓮台寺温泉地区、そして須崎漁港地区、今後、吉佐美大浜と自治区で計画が策定されている観光地エリア景観計画、こちらについても財源をどうしていくといった議論は私の中では解決していないんではないかと考えております。ぜひとも慎重に議論しなければいけないテーマでございますが。

- ○議長(橋本智洋君) 江田議員、5分前です。
- ○1番(江田邦明君) 法定外普通税、法定外目的税だけではなく、入場料、利用料、分担金、 負担金、協力金等を設定することについても議論いただきたいと思います。なぜなら、こう いった財源の確保で観光振興を図るとともに、観光公害の抑制といった目的にも誘導するこ とができるからです。白浜大浜海水浴場に例えれば、浜での入場料を徴収することで、一定 のお客様の層を選択することができると考えます。こうしたことを踏まえますと、税務課だ けではなく、横断的に財務課、観光交流課、建設課、環境対策課、産業振興課、そして環境 教育として必要な生涯学習課、学校教育課、防災の観点からも必要になってくるのではない かと考えます。観光振興の好循環によるつながる下田、新しい未来を目指すためにも、ぜひ ともテーマとしにくい内容でございますが、法定外目的税の導入について、当局より一石を 投じていただきたいと要望し、私からの一般質問を終わらせていただきます。
- 〇議長(橋本智洋君) これをもって、1番 江田邦明君の一般質問を終わります。